



県 章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)

11月28日

第670号

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目 次

### ○ 告 示

生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課)	1
生活保護法による施術担当機関の指定(健康福祉政策課)	1
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の指定(健康福祉政策課)	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術担当機関の指定(健康福祉政策課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)	2
道路区域の変更(道路保全課)	2
道路の供用開始(道路保全課)	3

### ○ 公 告

県営土地改良事業変更計画決定公告(耕地課)	3
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告(農村振興課)	3
公共測量変更公告(用地事業支援課)	4
公共測量終了公告(用地事業支援課)	4
落札者決定の公告(健康危機管理課)	4

### ○ 環境事務所告示

土壤汚染対策法による要措置区域の一部の指定の取消し(南部)	5
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(南部)	5
土壤汚染対策法第6条第4項の規定による指定の解除(南部)	5
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(南部)	6

### ○ 企 業 庁 公 告

落札者決定の公告	6
----------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第405号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
河村医院	河村英生	蒲生郡日野町内池373	令和7.4.1

### 滋賀県告示第406号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
堀之内 秀汰	えがお鍼灸整骨院栗東駅前院	栗東市縦三丁目8-23グレーシィ栗東セレージュ101	令和7.6.1
伊藤 優子	フレアレス在宅マッサージ・鍼灸宇治施術所	京都府宇治市宇文字2-42井上一千堂ビル2階	令和7.6.13

**滋賀県告示第407号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
河村医院	河村英生	蒲生郡日野町内池373	令和7.4.1

**滋賀県告示第408号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、法による医療支援給付のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
堀之内 秀汰	えがお鍼灸整骨院栗東駅前院	栗東市縦三丁目8-23グレーシィ栗東セレージュ101	令和7.6.1
伊藤 優子	フレアレス在宅マッサージ・鍼灸宇治施術所	京都府宇治市宇文字2-42井上一千堂ビル2階	令和7.6.13

**滋賀県告示第409号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ケアステーションあゆみ	草津市若草五丁目7番地4	合同会社あゆみ 代表社員 宮本千恵子	大津市大萱一丁目18番12号101号室	訪問介護	2570601944	令和7.11.30

**滋賀県告示第410号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年11月28日から令和7年12月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	安食西八目線	犬上郡豊郷町大字安食西字寺屋敷1403番1地先から 犬上郡豊郷町大字安食西字宮ノ東1387番1地先まで	変更後	最小 13.5m 最大 14.6m	17.5m	道路改良工事 (バイパス) に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
			変更前	最小 10.5m 最大 14.6m	17.5m	

**滋賀県告示第411号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年11月28日から令和7年12月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
安食西八目線	犬上郡豊郷町大字安食西字寺屋敷1407番1地先から 犬上郡豊郷町大字安食西字鳥居頭1278番1地先まで	令和7.11.30 13時	L=833.0m

**公 告****県営土地改良事業変更計画決定公告**

県営犬上川地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和7年11月17日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営犬上川地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)変更計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課、甲良町産業課および多賀町産業環境課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/346647.html>)でも閲覧することができる。

- 縦覧期間 令和7年11月28日から令和7年12月26日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年1月13日までに審査請求をすることができる。

**県営土地改良事業計画の変更後の概要公告**

県営佐山頭首工地区土地改良事業(農業用河川工作物等応急対策事業)につき、土地改良事業計画を変更したいの

で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 公告書類 県営佐山頭首工地区土地改良事業変更計画概要書

2 公告期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで

3 掲示場所 甲賀市産業経済部農村整備課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347398.html>)でも閲覧することができる。

#### 公共測量変更公告

令和7年9月12日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

2 作業の地域 甲賀市甲賀町岩室

3 作業の期間

変更前 令和7年8月25日から令和7年10月31日まで

変更後 令和7年8月25日から令和7年12月15日まで

#### 公共測量変更公告

令和7年9月12日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量（水準測量、路線測量）

2 作業の地域 高島市マキノ町下開田

3 作業の期間

変更前 令和7年9月1日から令和7年11月28日まで

変更後 令和7年9月1日から令和8年1月5日まで

#### 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量（基準点測量、路線測量）

2 作業の地域 甲賀市土山町徳原

3 作業の終了日 令和7年8月27日

#### 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量（現地測量）

2 作業の地域 高島市今津町保坂、今津町途中谷

3 作業の終了日 令和7年10月14日

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業名 滋賀県衛生科学センター整備事業  
事業場所 草津市笠山七丁目4番43号  
事業内容 設計業務、建設業務、工事監理業務等を一括で発注する「設計施工一括発注方式（D B方式）」での整備事業 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3578
- 3 落札者を決定した日 令和7年10月23日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 西村建設株式会社グループ（代表企業）西村建設株式会社 湖南市中央三丁目12番地
- 5 落札金額 3,399,000,000円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年6月17日(火)

### 環境事務所告示

#### 滋賀県南部環境事務所告示第9号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき令和7年滋賀県南部環境事務所告示第2号により指定した要措置区域の一部について、次のとおり同項の指定を取り消す。

令和7年11月28日

滋賀県南部環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定を取り消す区域の所在地 次に示す土地の一部の区域 野洲市野洲字川原端844番1、860番
- 2 指定を取り消す区域の表示 次の図のとおり
- 3 指定時に土壤汚染溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 硒素およびその化合物、ふっ素およびその化合物
- 4 指定時に土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 取消しの理由 土壤汚染対策法第6条第1項第2号に該当しないことが判明したため  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

#### 滋賀県南部環境事務所告示第10号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年11月28日

滋賀県南部環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の各一部 野洲市野洲字川原端844番1および860番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 硒素およびその化合物、ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

#### 滋賀県南部環境事務所告示第11号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和7年滋賀県南部環境事務所告示第2号により指定した要措置区域の指定を解除する。

令和7年11月28日

滋賀県南部環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市野洲字川原端860番、860番3、860番4および860番5の各一部

- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 硒素およびその化合物、ふっ素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

---

#### 滋賀県南部環境事務所告示第12号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和7年滋賀県南部環境事務所告示第3号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和7年11月28日

滋賀県南部環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市野洲字川原端860番の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀およびその化合物、鉛およびその化合物
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

---

#### 滋賀県南部環境事務所告示第13号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和7年滋賀県南部環境事務所告示第10号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和7年11月28日

滋賀県南部環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市野洲字川原端844番1および860番の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 硒素およびその化合物、ふっ素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

---

#### 企業庁公告

##### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和7年11月28日

滋賀県企業庁長 藤原久美子

- 1 落札にかかる物品等または特定役務の名称および数量 液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県企業庁経営課 野洲市吉川3382
- 3 落札者を決定した日 令和7年11月5日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 フローリン有限会社 〒529-1851 甲賀市信楽町長野1011
- 5 落札金額 49,995,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年9月26日(金)

**落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和7年11月28日

滋賀県企業庁長 藤原久美子

- 1 落札にかかる物品等または特定役務の名称および数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県企業庁経営課 野洲市吉川3382
- 3 落札者を決定した日 令和7年11月5日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社近江あおやま 〒520-3047 栗東市手原三丁目10番地8
- 5 落札金額 45,650,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年9月26日(金)

